

愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

○本日、愛知県豊橋市の採卵用うずら飼養農場のうずらにつき高病原性鳥インフルエンザウイルス（H7 亜型）が確認されました。

○今回確認された高病原性鳥インフルエンザウイルスのN 亜型については、現在、確認検査中であるが、臨床症状からみて強毒性の可能性は小さい。

○同農場については、25日の愛知県からの鳥インフルエンザウイルスの陽性反応があったとの報告の時点で、移動自粛しており、本日移動制限をしたので、感染拡大のおそれは小さい。

1. 農場の概要

愛知県豊橋市南大清水町、採卵用うずら飼養農場（飼養羽数：約32万羽）

2. 経緯

(1) 2月25日、愛知県から死亡率上昇などの臨床症状は見られないが、定期モニタリングの抗体検査により陽性の事例があったと連絡があった。同日、当該農場に移動の自粛を要請した。

(2) ウィルスの同定

(ア) 2月26日、愛知県において、当該農場の飼養うずらからA型インフルエンザウイルスと思われるウィルスが分離されたため、(独)農研機構動物衛生研究所において、ウィルスの同定を行ったところ、本日、当該ウィルスが、H7 亜型のA型インフルエンザであることが確認された。

(イ) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウィルスの性状の検査を行い、当該ウィルスの病原性やN 亜型等を確認する予定。

3 今後の防疫対応

(1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、

(ア) 当該農場における飼養家きんの殺処分

(イ) 当該農場の消毒

(ウ) 当該農場の周辺農場における移動制限

(半径10Km以内に65戸、約406万羽)

等の必要な防疫措置を実施する。

(2) 農林水産省から現地に担当者を派遣するとともに、高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、今後の防疫対応に万全を期すこととする。

【報道機関へのお願い】

1. 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

○鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：川本

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>